

領土・主権展示館の開館について

内閣官房領土・主権対策企画調整室では、竹島問題及び尖閣諸島を巡る情勢について、国民世論の啓発、国際社会に向けた発信等を行っています。その一環として、今般、竹島問題及び尖閣諸島を巡る情勢に関する資料等を展示する「領土・主権展示館」を開館します。

- 〔名称〕 領土・主権展示館
NATIONAL MUSEUM OF TERRITORY AND SOVEREIGNTY
- 〔場所〕 市政会館 地下1階（東京都千代田区日比谷公園1-3）
- 〔面積〕 約100㎡
- 〔開館時間〕 午前10時から午後6時まで
- 〔休館日〕 土日祝日、年末年始
（12月29日から1月3日）
- 〔入館料〕 無料
- 〔問合せ先〕 03-6257-3715（領土・主権展示館 直通）

※一般公開
平成30年1月25日 午後1時より

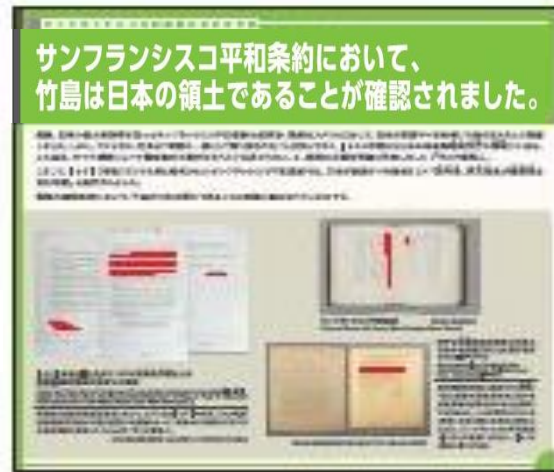


市政会館全景



館内イメージ

領土・主権展示館（竹島①）

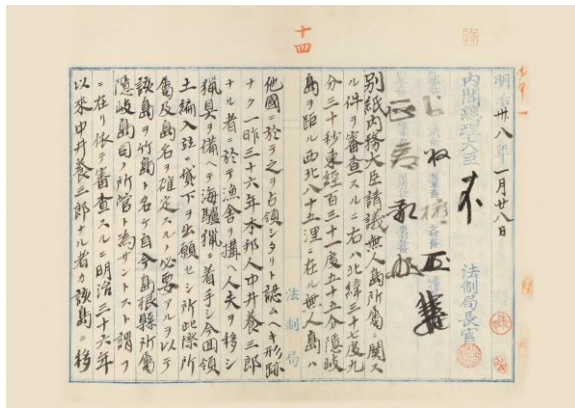


竹島編入に関する閣議決定文書

（1905（明治38）年1月28日）

内務大臣が請議した無人島を竹島と名付けて島根県隠岐島の所管とすることを閣議決定した文書。

【国立公文書館所蔵】



ラスク國務次官補による梁裕燦駐米韓国大使宛ての書簡（ラスク書簡）

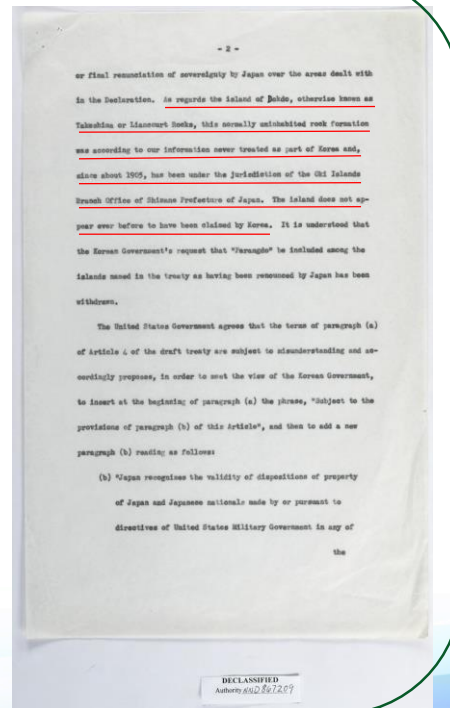
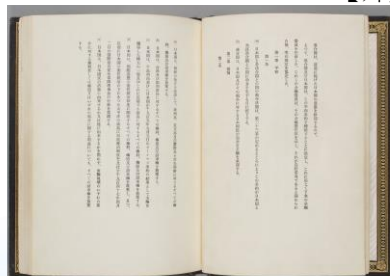
サンフランシスコ平和条約の起草時、韓国はアメリカに対し、書簡で日本が放棄すべき地域に竹島を加えるようアメリカに要請したが、アメリカは1951年8月、ラスク極東担当國務次官補から梁大使宛ての書簡をもって、韓国の主張を明確に否定した。

【国立国会図書館所蔵（原本所蔵：アメリカ国立公文書館）】

サンフランシスコ平和条約

日本が放棄すべき地域に「濟州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」が規定されたが、竹島は日本が放棄すべき地域に含まれていない。

【外交史料館所蔵】



領土・主権展示館（竹島②）

韓国は国際法に反して一方的に「李承晩ライン」を引き、竹島を不法占拠しました。

1951年12月15日、朝鮮戦争の停戦協定が成立した。この協定は、朝鮮半島の境界を北緯38度線とするものであり、竹島は南緯34度45分に位置している。したがって、竹島は北緯38度線以南に位置し、朝鮮半島の南側に属する。韓国は、この協定を根拠として、竹島を自国の領土と主張している。しかし、日本は、竹島が歴史的に日本の領土であると主張している。日本は、竹島が古くから日本の領土として知られており、歴史的に日本の領土の一部として扱われてきたと主張している。また、日本は、竹島が地理的に日本の領土の一部であると主張している。竹島は、日本列島の南端に位置し、日本の領土の一部であると主張している。したがって、日本は、竹島を自国の領土と主張している。韓国は、竹島を自国の領土と主張している。韓国は、竹島が歴史的に韓国の領土であると主張している。韓国は、竹島が古くから韓国の領土として知られており、歴史的に韓国の領土の一部として扱われてきたと主張している。また、韓国は、竹島が地理的に韓国の領土の一部であると主張している。竹島は、朝鮮半島の南端に位置し、韓国の領土の一部であると主張している。したがって、韓国は、竹島を自国の領土と主張している。

韓国は、竹島を自国の領土と主張している。韓国は、竹島が歴史的に韓国の領土であると主張している。韓国は、竹島が古くから韓国の領土として知られており、歴史的に韓国の領土の一部として扱われてきたと主張している。また、韓国は、竹島が地理的に韓国の領土の一部であると主張している。竹島は、朝鮮半島の南端に位置し、韓国の領土の一部であると主張している。したがって、韓国は、竹島を自国の領土と主張している。



日本は竹島の領有権をめぐる問題について、法と対話による解決を目指しています。

日本は、竹島の領有権をめぐる問題について、法と対話による解決を目指しています。日本は、竹島が歴史的に日本の領土であると主張しており、法的に日本の領土であると主張しています。また、日本は、竹島が地理的に日本の領土の一部であると主張しています。竹島は、日本列島の南端に位置し、日本の領土の一部であると主張しています。したがって、日本は、竹島を自国の領土と主張しています。韓国は、竹島を自国の領土と主張しています。韓国は、竹島が歴史的に韓国の領土であると主張しています。韓国は、竹島が古くから韓国の領土として知られており、歴史的に韓国の領土の一部として扱われてきたと主張しています。また、韓国は、竹島が地理的に韓国の領土の一部であると主張しています。竹島は、朝鮮半島の南端に位置し、韓国の領土の一部であると主張しています。したがって、韓国は、竹島を自国の領土と主張しています。

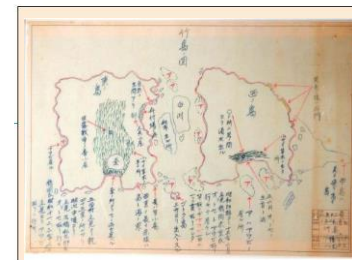


1905 (明治38) 年の日本政府による竹島編入以前に、韓国が竹島を領有していた証拠は示されていません。

1905 (明治38) 年の日本政府による竹島編入以前に、韓国が竹島を領有していた証拠は示されていません。日本政府は、1905年に竹島を自国の領土と編入しました。日本政府は、竹島が歴史的に日本の領土であると主張しており、法的に日本の領土であると主張しています。また、日本政府は、竹島が地理的に日本の領土の一部であると主張しています。竹島は、日本列島の南端に位置し、日本の領土の一部であると主張しています。したがって、日本政府は、竹島を自国の領土と主張しています。韓国は、竹島を自国の領土と主張しています。韓国は、竹島が歴史的に韓国の領土であると主張しています。韓国は、竹島が古くから韓国の領土として知られており、歴史的に韓国の領土の一部として扱われてきたと主張しています。また、韓国は、竹島が地理的に韓国の領土の一部であると主張しています。竹島は、朝鮮半島の南端に位置し、韓国の領土の一部であると主張しています。したがって、韓国は、竹島を自国の領土と主張しています。



島根県取り組み

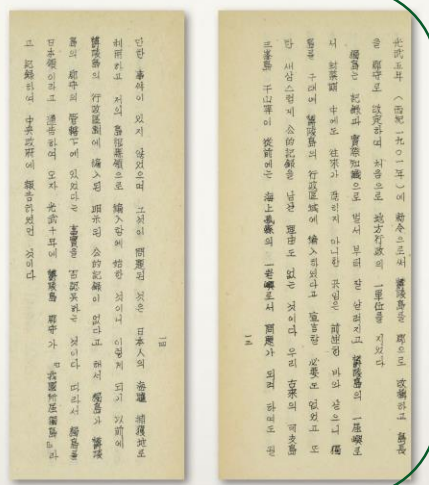


地元（隠岐の島町）資料

独島問題概論

韓国外交部が作成した「独島問題概論（1955年）」第一節「六鬱陵島開拓と独島」において、竹島について鬱陵島の行政区画に編入されたことが明示された公的記録が無い旨明確に述べている。

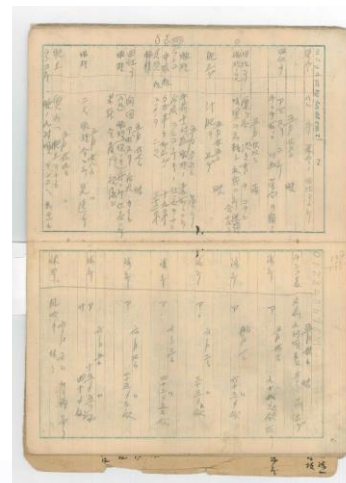
【日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館所蔵】



八幡伊三郎日誌

昭和十二年十一月一日から
昭和十三年末迄
島根県隠岐の島町久見地区の八幡伊三郎による手書きの日誌。
竹島（「ランコ」）への出漁記録などが記されている。

【隠岐の島町役場所蔵】



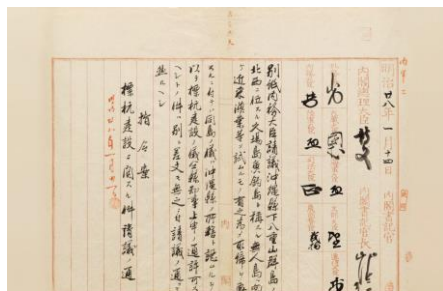
領土・主権展示館（尖閣諸島①）

尖閣諸島編入に関する閣議決定文書

（1895（明治28）年
1月14日）

尖閣諸島を沖縄県の所轄とすることを許可する閣議決定文書。

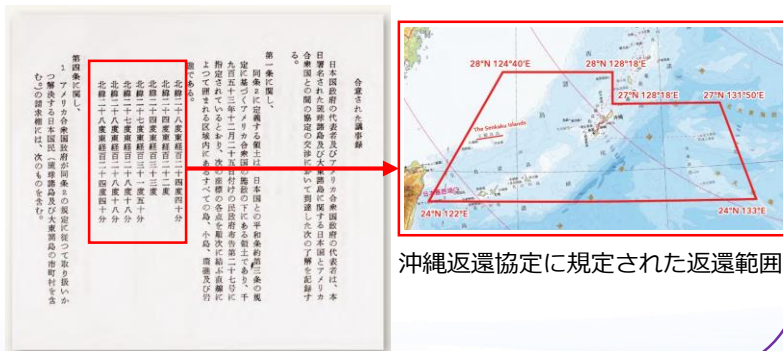
【国立公文書館所蔵】



沖縄返還協定 合意された議事録

1972（昭和47）年、沖縄返還協定により地図上の直線で囲まれた区域内の全ての島が返還された。この対象区域に尖閣諸島も含まれている。

【国立公文書館所蔵】

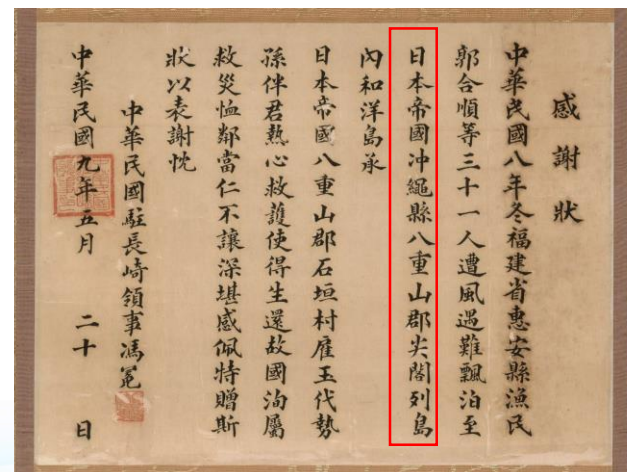


地元（石垣市）資料

中華民国感謝状 （尖閣列島遭難漁民救助）

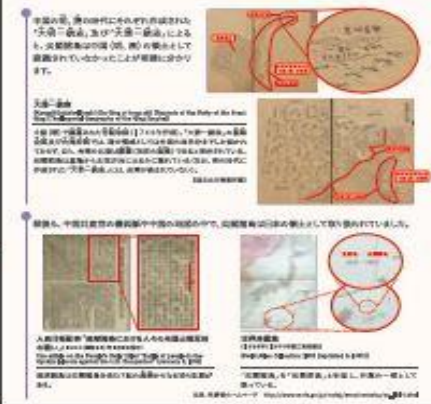
1919（大正8）年、尖閣諸島の魚釣島近海で中国福建省の漁民が遭難した際に日本人によって救助されたことを受けて、1920年に中華民国駐長崎領事から救助した日本人に感謝状が贈られた。その感謝状には、遭難した福建省の漁民が漂着した場所は「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」とであると明記されている。

【石垣市史編集室所蔵】



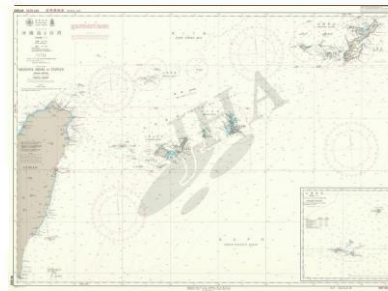
領土・主権展示館（尖閣諸島②）

尖閣諸島に関する中国・台湾の主張には根拠がありません。



尖閣諸島周辺海域の状況

The situation in the waters surrounding the Senkaku Islands



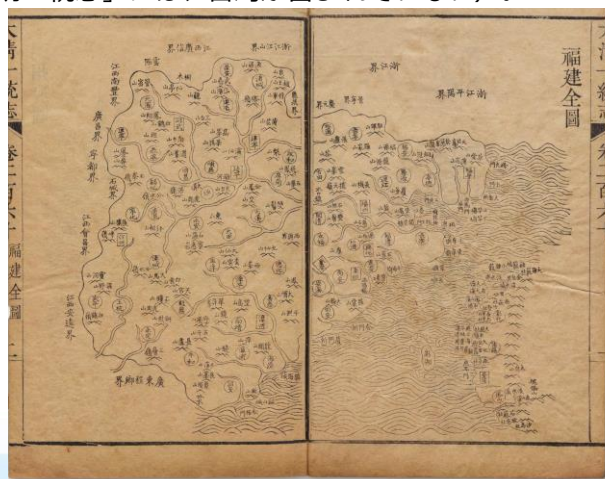
尖閣諸島付近の海図

海上保安庁巡視船と中国公船 平成28年8月撮影
【海上保安庁提供】



大清一統志

中国（清）で編纂された官製地誌（1744年作成）。「大清一統志」の福建全図及び台湾府図では、清の領域としては台湾の西半分までしか描かれておらず、また、台湾の北限は雞籠（現在の基隆）であると明示されている。尖閣諸島は基隆から北東方向にはるかに離れている（なお、明の時代に作成された「大明一統志」には、台湾が含まれていない）。【国立公文書館所蔵】



人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」

（1953（昭和28）年1月8日付け）

琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載がある。

【外務省ホームページより】

